

環境関連法規セミナー

2013年2月26日開催

環境関連法規の規制内容を正しく理解し、環境への意識を高めていただくため、京都府文化環境部から講師をお迎えし、セミナーを開催しました。その概略をご紹介します。

「水質汚濁防止法施行令等の改正について」

環境管理課 副主査 水落 高明 氏



水質汚濁防止法に基づく有害物質の排水基準、地下浸透規制については、その当時の汚染実態等を踏まえて項目の追加、規制の強化等が実施されてきました。

今回の改正では、①トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサンを有害物質に追加、②特定施設の追加(2施設)、③1,4-ジオキサンの排水基準を追加、④指定物質の追加(6物質)、⑤地下浸透禁止物質の追加(①の3物質)、⑥検定方法等の整備が行われました(平成24年5月施行)。

京都府では、京都府環境を守り育てる条例で定める特定施設を設置する事業場に対して、同条例により排水基準及び地下浸透規制を設けており、一部項目は法より厳しい上乘せ基準等を設定しています。今回追加された物質については、公共用水域での水質状況や工場等での使用・排出実態等から上乘せ基準等の必要性はないため、法と同様の排水基準及び地下浸透禁止物質の追加を行うこととし、このための同条例施行規則の改正を行います(平成25年3月29日公布、同日施行)。

「京都府の地球温暖化対策(条例と施策)」

地球温暖化対策課 副課長 松山 豊樹 氏

地球温暖化対策条例では13の分野での対策を定めています。温室効果ガス削減の中期目標は、2030年度までに40%、中期目標達成のために2020年度までに25%削減を目指し、「地球温暖

化対策推進計画」を規定しています。

事業者排出削減計画とその実績は、S・A・B・Cで評価され、23年度の実績が報告されています。全体で4.7%の削減が行われました。



京都府では、社会全体のコストを最小限に抑えつつ、府全体の温室効果ガス排出量を削減するため、京都版CO₂排出量取引制度を運用しています。

それぞれの企業でも、エコ通勤、エコマイスター制度、エコドライブのすすめ等を参照して、社内の意識や実践力を高めていただきたいと思います。

事業者向けのエネルギー対策交付金、省エネ「見える化」診断などを利用して、機器導入や設備更新を含めた改善提案を進めていただきますようお願いします。

「企業における省エネ・節電対策と環境マネジメントについて」

京都府省エネアドバイザー/KES主幹審査員 北村 憲治 氏

エネルギーの見える化、省エネ・節電の改善目標の設定及びその実施例をご紹介します。

デマンドモニター等で電力を測定し、一日及び季節ごとの使用量や最大電力(30分値)を把握し、改善目標を設定します。最も効率の悪い工程や設備に焦点を絞ることが重要です。改善目標が設定されればそれに従って、照明・空調・生産ライン等で具体的な削減方法を定め、実行します。環境マネジメントでは、PDCAサイクルを行い、活動を高めていくことが大切です。



「環境」というキーワードによって企業の付加価値の向上にも寄与することができます。

お問い合わせ先

京都府中小企業技術センター 基盤技術課 化学・環境担当 TEL:075-315-8633 FAX:075-315-9497 E-mail:kiban@mtc.pref.kyoto.lg.jp